

# 商品概要説明書

## 農業経営資金

(令和6年4月1日現在)

商品名	農業経営資金
ご利用 いただける方	<p>○以下の条件をすべて満たす個人、法人、任意団体の方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人               <ul style="list-style-type: none"> <li>①当JAの組合員である方</li> <li>②農業を営んでいる方、またはその後継者の方</li> <li>③借入金の最終返済時の年齢が満81歳未満の方</li> </ul> </li> <li>・法人               <ul style="list-style-type: none"> <li>①当JAの組合員である方</li> <li>②農業生産法人または農業に従事する法人</li> </ul> </li> <li>・任意団体               <ul style="list-style-type: none"> <li>①当JAの組合員が主たる構成員である任意団体</li> </ul> </li> </ul> <p>※任意団体の場合、構成員全員（構成員が10名以上の場合は役員全員）が連帯債務者となつていただくことを条件とさせていただきます。</p>
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業用機械・器具の取得資金</li> <li>○農業用建構築物の取得造成資金</li> <li>○果樹等永年性植物の植栽育成資金</li> <li>○家畜等の購入育成資金</li> <li>○農地等の取得資金</li> <li>○極度貸付方式による農業運転資金（制度資金を含む。）の証書化資金           <ul style="list-style-type: none"> <li>※対象者が以下の条件に当てはまる場合に限りさせていただきます。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農ローンの場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①営農を継続していること。 後継者がある場合は、後継者の方に連帯保証人または連帯債務者となつていただきます。</li> <li>②農業収入および農外収入で返済可能であること。</li> </ul> </li> <li>・農業経営改善促進資金（スーパーS資金）等の場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>【個人の場合】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>①営農を継続していること。 後継者がある場合は、後継者の方に連帯保証人または連帯債務者となつていただきます。</li> <li>②農業収入および農外収入で返済可能であること。</li> </ul> </li> <li>【法人の場合】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>①営農を継続していること。</li> <li>②役員または、構成員の連帯保証が可能なこと。</li> <li>③元金充当財源（当期利益および減価償却費等）で返済が可能であること。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○環境整備資金           <ul style="list-style-type: none"> <li>①診療施設 ②農事放送施設 ③上下水道施設 ④託児施設 ⑤集会施設等</li> </ul> </li> <li>○その他農業経営に必要な資金（負債整理資金を除く）</li> </ul>
借入金額	<p>○事業費の範囲内となります。</p> <p>※借入金額は1万円単位とし、最低金額を10万円とします。</p> <p>※融資限度額については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>



担保	○必要に応じて不動産に担保設定させていただくことがあります。														
保証	<p>○三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として連帯保証人は不要です。（三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただくには、別途保証料が必要となります。）</p> <p>○法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p><b>【法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）</li> <li>・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）</li> </ul> <p><b>【法人以外の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）</li> <li>・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方</li> </ul> <p>○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヶ月以内に作成されたものに限りません。</p>														
保証料	<p>○保証料率は資金用途に応じて、以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="395 1218 1409 1986"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1218 890 1267">資金用途</th> <th data-bbox="890 1218 1409 1267">保証料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1267 890 1339">農業用機械・器具の取得</td> <td data-bbox="890 1267 1409 1570" rowspan="5">年 0. 4 0 %</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1339 890 1391">構築物の取得、造成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1391 890 1442">農地取得</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1442 890 1494">環境整備資金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1494 890 1565">その他農業経営に必要な施設資金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1565 890 1637">果樹等植栽・育成</td> <td data-bbox="890 1565 1409 1986" rowspan="5">年 0. 4 7 %</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1637 890 1709">家畜等購入・育成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1709 890 1780">農業運転資金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1780 890 1890">極度貸付方式による 農業運転資金の証書化資金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1890 890 1986">その他農業経営に必要な運転資金</td> </tr> </tbody> </table>	資金用途	保証料率	農業用機械・器具の取得	年 0. 4 0 %	構築物の取得、造成	農地取得	環境整備資金	その他農業経営に必要な施設資金	果樹等植栽・育成	年 0. 4 7 %	家畜等購入・育成	農業運転資金	極度貸付方式による 農業運転資金の証書化資金	その他農業経営に必要な運転資金
資金用途	保証料率														
農業用機械・器具の取得	年 0. 4 0 %														
構築物の取得、造成															
農地取得															
環境整備資金															
その他農業経営に必要な施設資金															
果樹等植栽・育成	年 0. 4 7 %														
家畜等購入・育成															
農業運転資金															
極度貸付方式による 農業運転資金の証書化資金															
その他農業経営に必要な運転資金															

○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。

・一括払い

ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。

【例】お借入額100万円あたりの一括前払保証料（年0.40%）

お借入期間	5年（据置なし）	10年（据置なし）	15年（据置なし）
概算保証料	11,187円	19,790円	27,741円

【例】お借入額100万円あたりの一括前払保証料（年0.47%）

お借入期間	5年（据置なし）	10年（据置なし）	15年（据置なし）
概算保証料	13,133円	23,244円	32,584円

・分割払い

①元金均等返済の場合

ご融資時および、約定返済日の利息返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。

②元利均等返済の場合

約定返済日の利息返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。

団体信用  
生命共済

○ご利用いただける方のうち個人の方かつ、資金使途が農業用機械・器具の取得資金である場合に限り、ご希望により当JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入することができます。但し、ご加入にあたり諸条件がございます。

団体信用生命共済名	加算利率
団体信用生命共済（特約なし）	0.22%
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	0.30%
長期継続入院特約付団体信用生命共済	0.37%

※お借入期間中に個人の方が法人化され、法人が債務を引き受ける場合は、団体信用生命共済の契約者ではなくなりますので、ご注意ください。

苦情処理措置  
および紛争解  
決措置の内容

○苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：059-229-3503）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。

上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。

・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）

・民間総合調停センター（大阪府）※

※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。

詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。

その他	<p>○お申込みに際しては、当ＪＡおよび三重県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	--

ＪＡ津安芸